

# 幼児教育・保育無償化についてのご案内

## ①満3歳以上で入園するお子様の保育料を無償化します。⇒【新1号認定】

<b>幼稚園の 入園料と保育料の 無償化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆入園料は、入園初年度に限って月割り（入園料÷初年度の在籍月数）を行い、無償化の対象となります。</li> <li>◆月割り後の入園料と毎月の保育料を合わせ、<b>月額25,700円（上限）</b>までが無償化の対象となります。</li> <li>◆保育料以外の通園送迎費、食材料費、行事費等については、無償化の対象となりません。</li> <li>◆ただし、食材料費のうち副食費（おかず・おやつ等）については、年収360万円未満相当世帯のお子様と、小学校3年生以下の子供から数えて第3子以降のお子様に対する<b>免除制度</b>があります。</li> </ul>
<b>必要な手続き</b> <small>（保育が必要なお子様で預かり保育を追加利用される方は、②の申請手続きを参照してください。）</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆事前に市の認定を受ける必要があります。 (市外にお住まいの方は、住所地の市町村での手続きとなります。)</li> <li>◆入園先で<b>申請書類</b>を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>申請書の提出期間</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4月に入園するお子様 …令和6年2月29日（木）まで</li> <li>●5月以降に入園するお子様 …入園月の前月の20日まで</li> </ul>
<b>どのように 無償化されるか</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆認定を受けたお子様については、認定日以降の入園料と保育料を納入する必要はありません。（ただし、無償化上限額を超える場合には、超過分をご負担いただきます。）</li> </ul>

## ②平成30年4月2日から令和3年4月1日の間に生まれ、**保育が必要であることを認定されたお子様（新2号）**、または、**令和3年4月2日以降に生まれ、市民税非課税世帯であるお子様（新3号）**については、①の保育料に加え、**預かり保育の利用料も無償化**となります。⇒【新2号・新3号認定】

<b>預かり保育の 無償化</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆共働きなどにより<b>保育が必要なお子様</b>を対象に無償化を行います。</li> <li>◆（新2号）<b>月額11,300円と450円×月の利用日数</b>のいずれか少ない額が無償化の月額の上限となります。</li> <li>◆（新3号）<b>450円×月の利用日数</b>を上限に無償化となります。</li> </ul>
-----------------------	--

## 必要な手続き

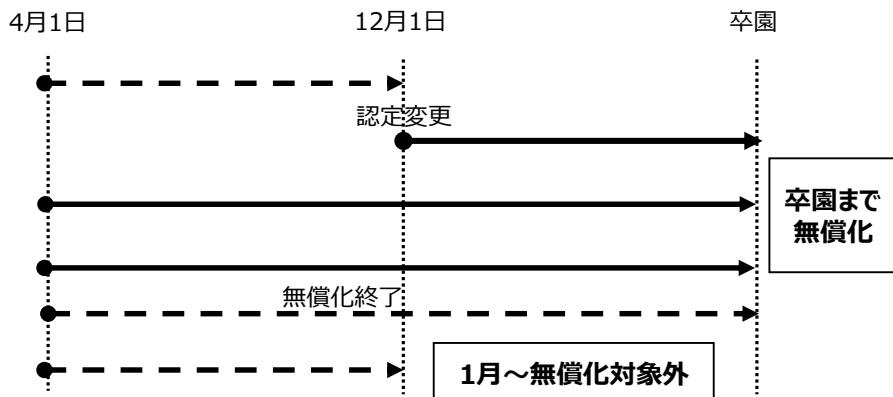
- ◆事前に市の認定を受ける必要があります。  
(市外にお住まいの方は、住所地の市町村でのお手続きとなります。)
- ◆入園先で申請書類を配付しますので、必要事項を記入し、期限までに入園先に提出してください。3ページ目「申請に必要な書類」を参照してください。
- ◆**保育を必要とする理由について確認が必要となります。**  
申請の際には、理由について確認できる書類（就労証明書など）を添付する必要があります。
- ◆認定後、世帯の状況に変更が生じ、**保育を必要とする理由がなくなった場合には、認定変更となり、それ以降の預かり保育の利用料は無償化の対象外となります。**  
(下の（例）をご参照ください。)

### 申請書の提出期間

- 4月に利用開始するお子様 …令和6年2月29日（木）まで
- 5月以降に利用開始するお子様 …開始月の前月の20日まで
- 保育を必要とする理由に変更（終了含む）がある場合  
…変更が生じる月の前月の25日まで  
※認定期間終了日までに、必要書類の提出がなかった場合、  
終了日以降の預かり保育の無償化が受けられなくなりますので、  
余裕をもってお手続きをお願いします。

### （例）幼稚園・預かり保育の両方を利用する方が、12月末で保育を必要とする理由がなくなった場合の無償化の取扱い

- 新2号または新3号
  - 新1号認定
  - 幼稚園の利用
  - 保育料の無償化
  - 預かり保育の利用
- 預かり保育料の無償化



保育を必要とする理由がなくなって以降も、預かり保育の利用はできますが、利用料は無償化対象外となります。一方、幼稚園の保育料については、卒園まで無償化対象のまま変わりません。

## どのように無償化されるか

- ◆無償化上限額（表面参照）の範囲内の利用料については、納入する必要はありません。
- ◆利用料が無償化上限額を超えるに場合には、超過分のみ入園先に納入いただきます。

## 申請に必要な書類

- 全ての書類をそろえてから 申請してください。

必要書類	新2号認定	新3号認定
施設等給付認定申請書兼現況届【市様式】		必要
個人番号・本人確認書類 ⇒ P3 ① へ		必要
重要事項確認書【市様式】		必要
保育が必要なことを証明する書類 ⇒ P4 ② へ		必要
世帯の状況を証する書類 ⇒ P6 ③ へ	必要な場合あり ・ひとり親世帯の場合 ・障がい者(児)と同居している場合 など	
市町村民税額及び所得がわかる書類 ⇒ P6 ④ へ	不要	必要な場合あり 令和5年1月1日 または 令和6年1月1日に八戸市 に住民登録がない方

### ○ 提出先

入園を希望する幼稚園へ提出してください。

### ○ 申請書類の様式

市窓口や施設等で入手することができます。

また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

※書類を訂正する場合は、二重線で取り消して訂正してください。修正テープ等は使用できません。



### ① 個人番号（マイナンバー）確認及び本人確認書類

※ 申請者（手続きする方）の次の書類をお持ちください。

新2号・新3号認定

※ 郵送の場合や保育所等に提出する場合は、写しを提出してください。

マイナンバー(個人番号)確認書類 ※いずれか1点※両面	<input type="checkbox"/> 個人番号カード（顔写真付）…1点で本人確認もできるため、 <u>本人確認書類の提出不要</u> 。 <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等				
本人確認書類 ※個人番号カード（顔写真付）以外でマイナンバー確認書類を提出する場合は必要です。	<table border="0"> <tr> <td>顔写真付き身分証明書（1点可）</td> <td> <input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真あり） <input type="checkbox"/> 運転免許証または運転歴證明書  <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳  <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書  <input type="checkbox"/> その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの         </td> </tr> <tr> <td>その他本人確認書類（2点必要）</td> <td> <input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳  <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書  <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証  <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの         </td> </tr> </table>	顔写真付き身分証明書（1点可）	<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真あり） <input type="checkbox"/> 運転免許証または運転歴證明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの	その他本人確認書類（2点必要）	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの
顔写真付き身分証明書（1点可）	<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真あり） <input type="checkbox"/> 運転免許証または運転歴證明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の顔写真付き身分証明書で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの				
その他本人確認書類（2点必要）	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他官公署からの発行書類で、氏名、生年月日または住所の記載があるもの				

★本人確認書類は、認定申請の取下げなどの手続きの際にも必要となります。

## ②保育が必要なことを証明する書類

保育が必要である児童を新2号・新3号認定にて申請したい場合は、次のいずれかの事由に当てはまる必要があり、その事由を証明する書類の提出が必要となります。

### ➤ 保育を必要とする事由

#### **就労、出産、疾病・障がい、介護・看護、災害復旧、求職活動・起業準備、就学・職業訓練**

### ➤ 保育を必要とする事由に関する注意事項

- ・入園（希望）日時点の状況が分かる証明書類を提出してください。
- ・児童の保護者それぞれの書類を提出してください。単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。また、ひとり親世帯や離婚協定中（いずれも別居であること）の場合は、養育者のみ提出が必要です。

- ・次の書類については、証明日または申立日が令和5年10月1日以降の書類を提出してください。

就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】 就労証明書【国の標準的様式（簡易版）】

就労状況申立書【市様式】 家内就労（内職）証明書【市様式】

介護・看護申立書【市様式】 申立書【市様式】※災害復旧

求職活動申立書【市様式】 在学（受講）証明書

新2号・新3号認定

保育を必要とする事由	証明書類
就労 ※月64時間以上	<p>○就労証明書（兼産休・育休証明書）【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本社以外（支社や事業所）の代表者による証明でも可能です。</li> <li>・雇用期間が有期の方で、雇用（予定）期間が<u>入園（希望）日</u>より前に終了している場合、また、更新予定であっても雇用（予定）期間が申込締切日より前に終了している場合、就労している証明書類として受け付けできません。</li> <li>・在宅勤務の場合は、その旨を備考欄へ記入してください。</li> <li>・雇用期間が有期の方で、更新予定がある場合は、就労証明書にその旨を記載してください。</li> <li>・国の標準様式（簡易版）を使用していただいてもかまいません。</li> <li>・原則として事業主の押印が必要です。ただし、事業者が作成した証明であることを確認できる書類がある場合、押印省略可能です。</li> </ul> <p>&lt;事業者が作成した証明であることを確認できる書類&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①企業から就労証明書等の送付されたことがわかるメール画面等を印刷したもの</li> <li>②本人名義の健康保険被保険者証（健康保険証）の写し <ul style="list-style-type: none"> <li>・家族（被扶養者）及び国民健康保険は除きます。</li> <li>・健康保険法等により、保険証の写しを添付する場合は、被保険者記号・番号が見えないように塗りつぶしてください。</li> </ul> </li> <li>③直近1か月の給与明細の写し</li> </ol>
	<p>○就労状況申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立内容次第では、別途書類（開業届や実績が分かる書類等）を提出していただく必要があります。</li> <li>・実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。</li> </ul>
	<p>○就労状況申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申立内容次第では、別途書類を提出していただく必要があります。</li> <li>・実績がない場合、求職活動・起業準備として認定申請していただく場合があります。</li> </ul>
	<p>○農地基本台帳記載証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に農地がある場合、農政課（市庁別館7階）で取得できます。所有者と別世帯の場合は委任状が必要です。</li> </ul>
内職の場合	○家内就労（内職）証明書【市様式】

保育を必要とする事由		証明書類
<b>出産</b>	【有効期間】出産月を含む前3か月～出産日から8週が経過する日の翌日が属する月の末日まで	<p>○母子健康手帳の出産予定日の記載があるページの写し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>八戸市の手帳の場合、<b>妊婦保健指導報告書</b>のページです。</li> <li>八戸市以外の手帳の場合、可能であれば保護者以外が記入した出産予定日のページの写しを提出してください。</li> </ul>
<b>疾病・障がい</b>	疾病・けが等	<p>○診断書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市の様式以外は受け付けできません。</li> <li>期間が有期の方で、認定（入園）希望日より前に終了している場合、書類を受け付けできません。</li> </ul>
	障がい	<p>○次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳</li> <li>精神障害者保健福祉手帳</li> <li>愛護（療育）手帳</li> <li>国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの</li> </ul>
<b>介護・看護</b> ※月64時間以上		<p>○介護・看護申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護・看護に係る時間について記入してください。</li> <li>1日のスケジュールは、詳しく記入してください。</li> <li>申立内容次第では、必要に応じて内容確認を行う場合があります。</li> </ul> <p>○診断書【市様式】又は次のいずれかの書類（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）</li> <li>障害者手帳等（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し）</li> <li>施設通所付添の場合、在学・通所証明書等、施設の利用状況を確認できるもの</li> </ul>
<b>災害復旧</b>	自宅や近隣の災害の復旧にあたっている場合	<p>○申立書【市様式】</p> <p>○り災証明書</p>
<b>求職活動・起業準備</b>	90日を経過する日が属する月の末日まで	<p>○求職活動申立書【市様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入園後3か月以内に就労証明書等を提出してください。</li> </ul>
<b>就学・職業訓練</b> ※月64時間以上	修了日が属する月の末日まで ・自動車学校の場合は1か月間のみ。	<p>○在学（受講）証明書</p> <p>○時間割表・カリキュラム等（写し）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>月の登校日数、1日の授業開始時間から終了時間が分かる書類を提出してください。</li> </ul> <p>※在宅は原則不可ですが、リモートで授業があるなど、時間的請託がある場合は、認定可能です。その旨が分かる書類も併せて提出してください。</p>

### ③世帯の状況を証する書類 … A～F に該当する方は下記の書類を提出してください。

新2号・新3号認定

A ひとり親世帯	・全部事項証明書（戸籍謄本）（写し） ※ひとり親（離婚・死別・未婚）であることが分かる内容
B 離婚調停中 (別居であること)	つぎのいずれかの書類（写し） ・調停期日呼出状 ・危険係属証明書
C 障がい者（児）と同居	次のいずれかの書類（氏名・等級・有効期限が分かるページの写し） ・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護（療育）手帳 ・特別児童扶養手当の受給を証するもの ・国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの
D 生活保護受給世帯	・生活保護受給資格証明書
E 就学前の兄弟姉妹が、 認定を必要としない 施設（※）を利用	・在園証明書（各園の様式）又は通所を証するもの (※) 認定を必要としない施設 = 障がい者通所施設等
F 要介護者と同居	介護保険被保険者証（要介護認定を受けたもの）（写し）

### ④市町村民税額及び所得額がわかる書類（写し） 新3号認定

- ・新3号認定判定のために、市民税非課税世帯であることを確認する必要があります。
- ・令和5年1月1日及び令和6年1月1日に八戸市に住民登録がある方は、不要です。
- ・単身赴任等で別住所であっても保護者それぞれの書類が必要です。



#### ➤ 市町村民税額及び所得額がわかる書類

- ① 市町村民税 所得(非)課税証明書…1月1日現在の市町村から取得できます。
  - ② 市町村民税 特別徴収税額通知書…給与から特別徴収（天引き）されている方に通知されています。
  - ③ 市町村民税 納税通知書…納税通知書により納付している方に通知されています。
- ※ 氏名・均等割・所得割・扶養人数・税額控除（寄付金税額控除・外国税額控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除）が分かる書類が必要です。
- ※ 税額控除があっても記載がない場合は、確定申告書又は源泉徴収票の写しを添付してください。
- ※ 海外勤務等の場合、現地での税申告の証明等、海外での収入がわかる書類が必要です。
- ※ 納税証明書では受け付けできませんので、取得される際にはご注意ください。
- ※ 八戸市に住民登録がない方について、所得がない、または、控除対象配偶者であっても、保育料決定・副食費免除判定のために書類が必要となる場合があります。

対象者	算定期間	必要な書類
令和5年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和6年4月～8月の保育料 算定・副食費免除判定等のため	令和5年度の税額・所得額が わかる書類
令和6年1月1日に八戸市に 住民登録がない	令和6年9月～7年3月の保育料 算定・副食費免除判定等のため	令和6年度の税額・所得額が わかる書類

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。

総合メニュー > トップ > サービス・手続き > 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度) > マイナポータルについて

◇ マイナポータルのご利用はこちらから → マイナポータルサイト（内閣府）からログインしてください。

#### 問合せ先

八戸市 こども未来課（市庁別館2階）保育グループ 電話：0178-43-9094